



日本高野連発第20-0044号  
令和2年12月4日

都道府県高等学校野球連盟  
会長、理事長、専務理事、代表理事 殿  
加盟校校長 殿  
同 野球部 責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 八 田 英 一



### 野球部員からの徴収金の取扱いについて

師走の候、貴職におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より高校野球発展に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度提出された不祥事件に、顧問らによる部費の不適切な取扱いに関する報告がありました。詳細については差し控えますが、当連盟としては、全国の加盟校野球部に対して部員からの徴収金の扱いについて注意喚起をするべきと考え、通知いたします。

私立学校においては、平成27年12月24日付で文部科学省より、27高私参第13号として各学校法人理事長宛に「学校法人における会計処理等の適正確保について」の通知が発出されています。公立学校に対してもそれぞれの都道府県教育委員会より同様の通知がなされてることかと思えます。

また徴収金の取扱いの原則は、公立、私立問わず根幹は変わらないと考えます。部員からの徴収金であっても、場合によっては年間で多額になることもあります。外部から徴収金の不適切な取扱いをしている、という疑義を持たれることの無いよう、徴収金の会計処理に関しては各学校の責任において適切な会計処理を行うことを要請いたします。

以 上

#### 〔参考〕 学校法人における会計処理等の適正確保について(通知)

平成27年12月24日 文部科学省

1. 学校法人に対して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭等については、学校法人会計基準の趣旨にのっとり、学校法人が管理する会計帳簿に適切に記載すること。なお、会計帳簿に記載すべきかどうかについては、收受した金銭の徴収根拠や契約の実態について個別に精査した上で判断すること。
2. 教職員等が実費や経過的な金銭を徴収する場合であっても、学校法人が收受した金銭であることから、学校法人の責任において適切な会計処理を行うこと。
3. 学校法人において適切な管理がなされない場合、紛失、盗難、使途不明又は担当者等による私的流用等の不適切な取扱いが生じるおそれがあるため、管理体制を確立すること。